

## 取 扱 基 準

名 称	農地利用効率化等支援交付金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	地域計画のうち目標地図に位置づけられた者等の農業経営の改善・発展を目的とし、融資機関からの融資を活用して農業機械等を整備する場合に、融資残の自己負担部分について助成を行う。
目 標	数値化■ 非数値化□
	事業活用経営体数 2件 <目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	農業経営の改善・発展を目的とし、融資機関からの融資を活用して農業機械等を整備する場合の事業費
補助額 及びその算定方法 又は補助率	事業費の30%以内もしくは融資額のいずれか低い額等（上限300万円） <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和8年4月1日
評価の時期	令和10年9月30日
終 期	令和11年3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	[内容] 事業実施主体は可能な限り、新潟市からの補助金を受けて実施されている旨を記載する。
	[媒体] 整備した施設・機械
担当部署	農林水産部 農林政策課 担い手育成室 電 話：025-226-1768（直通） e-mail：nosei@city.niigata.lg.jp